

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が令和4年10月21日付けで請求人に対して行った法78条の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

加算金の処分を取り消してもらいたい。

深く反省し、謝罪する。二度と無申告はしない。給与明細など全て提出し、書類も全て改めた。一括の返済は無理なので分割で5千円から7千円をお願いしたい。あまりに高額になると払いきれない。

精神障害があり、〇〇で24時間幻聴と耳鳴り、A Iのような幻聴にコントロールされ、脳波を乱され、幻聴の言いなりになり、イライラ、衝動的になり、操られてしまった。私の場合は悪質ではない。

もしできたら、脳の状態を調べてもらいたい。攻撃的電磁波のようなので、薬もあまり効かない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-------------|--------------|
| 令和 5年12月25日 | 諮問 |
| 令和 6年 2月15日 | 審議（第86回第2部会） |
| 令和 6年 3月15日 | 審議（第87回第2部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 資料の提供等

法29条1項によれば、保護の実施機関等は、保護の決定若しくは実施又は法77条若しくは法78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとされている。

(3) 届出の義務

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに、保護の実施機関等にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 収入の認定（就労に伴う収入）

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(1)・ア・(ア)は、収入の認定における指針として、勤労（被用）収入について、日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとし、同・(イ)は、勤労収入を得るための必要経費としては、第8・3・(4)による基礎控除額のほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとする。

イ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-23・答(3)は、法78条を適用する場合の収入認定の控除について、保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである、したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきであるとする。

(5) 費用等の徴収

ア 法78条1項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる（以下、支弁した保護費の費用の徴収額に加えて同額の4割までの額を徴収することを「加算措置」という。）。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）3によれば、法78条を適用する際の基準として、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「課税調査等により、当該被保護者が提

出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」等を掲げ、当該基準に該当すると判断される場合は、法78条に基づく費用徴収決定を速やかに行うこととされ、法78条の適用を厳格に実施するため、収入申告の義務の説明をしたこと及びその内容を理解していることを、書面を用いて、保護の実施機関と被保護世帯との間で明確にする必要があるとされている。

また、課長通知4は、法78条1項に規定する不正受給に対する徴収金の加算措置を適用することが妥当と考えられる状況として、「収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき」、「不正受給期間が長期にわたるものであるとき」等を掲げ、適用するか否かの判断に当たっては、不正の事実の発覚後、事実確認に協力的であることや不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示すなどの状況についても合わせて考慮することとし、原則として保護の実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行う必要があるとされている。

ウ 問答集問13-26-2・答によれば、課長通知の「不正受給期間が長期にわたるものであるとき」について、おおむね1年以上を目安とすることが適当であると考えられるとし、期間だけに着目して適用することは妥当ではなく、その他の状況をも勘案した上で総合的に判断することとされている。

(6) 次官通知、課長通知及び問答集の位置付け

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、課長通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものと認められる。

2 これを本件についてみると、請求人が、〇〇区における保護費受給期間中に作成し、福祉事務所長宛てに提出した本件各収入・無収入申告書

には、「通院のため」収入がないと記入されていたが、課税点検調査及びその後の請求人から聞き取った内容から、虚偽の申告をしたものと認められる。

また、令和3年8月4日に担当職員が電話により世帯状況の確認をした際には、就労の事実を秘匿したまま、幻聴や動悸があり仕事は難しい旨の発言をしたことが認められる。

担当職員による「福祉事務所からの重要事項の説明・確認書」を用いての説明（保護期間中には収入の申告義務があること、不実の申告をした場合には法78条によりその全額を徴収されること及び不正が悪質であるときには法78条の費用徴収額に100分の40の加算措置を講ずる場合があること）に対して、請求人は令和3年9月4日付けで確認書に署名しており、また、請求人が提出した本件各収入・無収入申告書には、虚偽の申告をして法の保護を受けた場合には懲役や罰金に処されることがある旨が記載されていたことも認められる。

以上のことから、請求人は、本件会社で勤労収入を得ていた事実を福祉事務所長に申告しなければならないことを認識しながら意図的に隠蔽し、令和3年2月1日から令和4年2月28日までの間、不正な手段で保護費を受給していたといわざるを得ない。

さらに、加算措置について、「収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき」、「不正受給期間が長期にわたるものであるとき」は、不正受給に対する徴収金の加算措置を適用することが妥当と考えられるとされ、不正の事実の発覚後の状況についても合わせて考慮することとし、ケース診断会議等において総合的に判断することとされているところ（1・(5)・イ）、上記のとおり、請求人は本件会社で給与収入を得た事実があることを隠して本件各収入・無収入申告書に収入額「0」と記入して提出を続けたことは、意図的な虚偽記載と認められ、課税点検調査による発覚後の状況についても、開催されたケース診断会議の時点において不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示した事実は認められないから、処分庁が、請求人の未申告収入を、法78条1項の規定に基づく費用徴収とし、徴収額に100分の40を乗じた額を加えて納付額とした判断は相当といえる。

したがって、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適切になされたものといえ、また、違算も認められないことから、これを違法・不当なものということはできない。

3 請求人は、第3のとおり、精神障害があり、幻聴の言いなりになり、イライラ、衝動的になり、操られてしまった、請求人の場合は悪質ではないと主張する。

しかし、請求人が、給与収入を得た期間は1年以上あり、当該期間において請求人は労働し、収入を得ることができていること及び正しく申告する機会が複数回あったことからすれば、請求人が主張するようなイライラや衝動的な感情があったとしても、当該期間の全期間において収入申告を行うことができないような精神状態にあったとは認め難い。また、請求人がそのような精神状態にあったことを示す客観的資料が処分庁に提出されたことも認められない。

したがって、請求人の主張を本件処分の取消理由として採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)